

第2節 敷地及び道路

(路地状敷地)

第3条 建築物の敷地が路地状部分のみによって道路に接する場合においては、その路地状部分の幅員は、路地状部分の長さに応じて、次の表に掲げる幅員以上としなければならない。ただし、建築物の用途及び構造並びに敷地及び周囲の状況により安全上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。

路地状部分の長さ	幅員
20メートル未満	2メートル
20メートル以上40メートル未満	3メートル
40メートル以上	4メートル

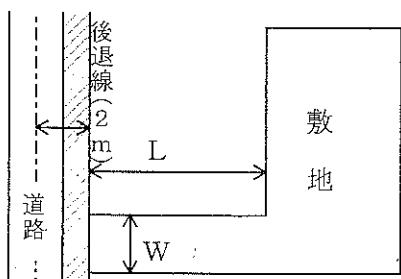
〔解説〕

本条は、建築物の敷地が路地状部分のみによって道路に接する場合に、安全上及び防火上の観点から路地状部分の長さに応じてその幅員を規定したもので、すべての建築物の敷地について適用される。

路地状部分の幅員(W)とは路地状部分の中心線に直交する長さをいい、その最小のものを表に掲げる数値以上としなければならない。

路地状部分の長さ(L)とは（この条では路地状部分の幅員が4メートル未満の部分を対象とする。）路地状部分の中心線の長さをいうが、路地状部分の幅員が異なる場合は、最小幅員で路地状部分の境界線を想定して求めることになる。その際、最短の長さとなるように境界線を想定できる。

路地状部分の幅員と長さの関係は下図のとおりである。



一般的な路地状部分の幅員と長さの関係を示している。

なお、路地状敷地が法第42条第2項道路に接する場合、路地状部分の長さ(L)に後退部分は含まれない。

図-1